

# 滋賀病院附属介護老人保健施設 施設サービス運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営方針

(趣旨)

第1条 独立行政法人地域医療機能推進機構が開設する滋賀病院附属介護老人保健施設（以下「施設」という。）が実施する介護保険施設サービスを提供するにあたり、「大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例」(平成25年3月22日大津市条例第13号)に定める規程により適正な運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 施設は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保険施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話を行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族（以下、「利用者等」という。）に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施する。
- 6 利用者等の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、施設が得た利用者等の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者等またはその代理人の同意を得ることとする。
- 7 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、施設に従事する者に対し、研修の機会を確保する。

- 8 施設を運営する当該法人の役員及び施設の管理者その他の従事者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。)であってはならない。
- 9 施設は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

## 第2章 人員に関する基準

第4条 施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1)	施設長	施設の運営管理に関すること 従業者業務の一元管理及び法令遵守の指揮命令	1名(併設病院院長と兼務)
(2)	医師	医学的管理に関すること	1名以上
(3)	薬剤師	服薬管理に関すること	0.3名以上
(4)	看護職員	看護業務管理に関すること	8.6名以上
(5)	介護職員	介護業務管理に関すること	21.4名以上
(6)	支援相談員	相談援助業務管理に関すること	1名以上
(7)	理学療法士	リハビリテーション管理に関すること	3名以上
(8)	作業療法士	リハビリテーション管理に関すること	0.7名以上
(9)	言語聴覚士	リハビリテーション管理に関すること	0.2名以上
(10)	管理栄養士	栄養管理・指導に関すること	1名以上
(11)	介護支援専門員	施設サービス計画作成に関すること	1名以上
(12)	調理師・調理員	食事調理に関すること	業務委託
(13)	事務員	各種事務処理に関すること	2名以上

看護師・介護職員総数30名、うち看護職員標準数 $2/7=8.6$ 人

※令和6年6月1日現在

## 第3章 入所定員及び利用定員

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は、90名とする。

(指定介護予防短期入所療養介護・指定短期入所療養介護含む)

## 第4章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用者等に対して、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書(利用約款)を交付して十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第7条 介護保険施設サービス事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 介護保健サービス

- 1 医療・看護・介護の各サービス
- 2 入浴
- 3 機能訓練
- 4 食事
- 5 相談援助(利用者等への助言援助)
- 6 レクリエーション、家族等との交流

(利用料その他の費用)

第8条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときはその1割、2割または3割の額とする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別表1のとおりとする。また、利用者等の希望により日常生活に必要なもの(日用品費、教育娯楽費等)を施設が提供する場合は、利用者の負担とする。
- 4 サービスの提供に当たっては、利用者等に対してサービスの内容費用について事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(食事の提供)

第9条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- |   |     |               |
|---|-----|---------------|
| 1 | 朝 食 | 7時45分～ 8時45分  |
| 2 | 昼 食 | 11時45分～12時45分 |
| 3 | 夕 食 | 17時45分～18時45分 |

## 第5章 サービス利用にあたっての留意事項

(日課の励行)

第10条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第11条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第12条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第13条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- 1 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 2 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- 3 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 4 指定した場所以外で火気を用いること。
- 5 故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第14条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

- 2 消防訓練（通報、消火、避難）は年2回以上実施し、災害訓練は年1回以上実施するものとする。
- 3 施設に従事する者は、非常災害時等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することができる体制を構築するよう努めるものとする。

## 第6章 その他運営に関する重要事項

(身体拘束等)

第15条 施設長は、原則として利用者に対し身体拘束は行わない。ただし、自傷他害の恐れがあるなど緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことができる。この場合には、施設の医師がその様態および時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載するとともに家族等に説明し、同意を求めるものとする。

(苦情処理)

第16条 施設は、別表2に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

(協力病院)

第17条 協力病院は次のとおりとする。

協力病院名 独立行政法人地域医療機能推進機構滋賀病院  
診療科目 総合診療科、呼吸器内科、呼吸器外科、循環器内科、消化器内科、血液内科、腎臓内科、糖尿病内科、脳神経内科、脳神経外科、外科、心臓血管外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、麻酔科、放射線科、救急科、歯科、歯科口腔外科  
所在地 大津市富士見台16番1号

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止等対応マニュアルに従い、介護・医療事故を防止するための取り組みを行う。

- 2 サービス提供等に事故が発生した場合、施設は、利用者に対し必要な措置を行う。また、事故等が発生した状況やその後の対応、経過等について入所者の家族に連絡し、かつ、その結果を診療録に記載するものとする。

(服務規律)

第19条 施設に従事する者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- 2 利用者に対しては、人格を尊重し懇切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- 3 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- 4 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第20条 施設に従事する者に対して、従事する期間および従事しなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者等の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、雇用契約時に誓約書の提出を求めるものとする。

(人権擁護・虐待防止)

第21条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、施設の従業者に対し、研修の機会を確保しなければならない。

(ハラスメントの防止)

第22条 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上

必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(会計の区分)

第23条 各サービス事業の会計区分は、その事業ごとの会計区分とする。

(その他)

第24条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は独立行政法人地域医療機能推進機構と施設の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

この規程は、平成20年 3月1日から施行する。

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

この規程は、平成25年 3月1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 3年10月1日から施行する。

この規程は、令和 4年 1月1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月1日から施行する。

この規程は、令和 6年 6月1日から施行する。

## 苦 情 処 理 体 制

### 1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

相談・苦情受付窓口担当者 支援相談員  
相談・苦情受付窓口連絡先 電話番号 077-537-3102  
FAX 番号 077-537-3629

利用者からの苦情等の対応は、通常常設の窓口で支援相談員が対応し、休日及び夜間の場合は他の施設職員が対応し、支援相談員に連絡、指示を仰ぎ対応する。  
なお、支援相談員はその対応について施設管理者に報告する。

### 2 円滑かつ迅速に苦情処理を行なうための処理体制・手順

- ・利用者からの苦情→支援相談員→副施設長→施設幹部会議
- ・《対応困難・報告必要事項》副施設長→国民健康保険団体連合会

- ① 利用者からの苦情に対しては、まず支援相談員が対応し、副施設長に報告した上で事項、内容等によっては、副施設長が直接対応する。
- ② 利用者からの苦情処理については、最優先事項として、迅速を心がけ、適切に対応する。
- ③ 施設内に『医療安全対策室』を設置し、問題点等を検討し改善に努める。
- ④ 利用者からの苦情に関して、副施設長サイドで対応が困難なとき、あるいは指導監督機関に報告が必要な事項については、国民健康保険団体連合会へ連絡する。
- ⑤ 利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力、指導助言に従って必要な改善を行う。
- ⑥ 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体が行う調査に協力、指導助言に従って必要な改善を行う。
- ⑦ 苦情の内容、部内会議での検討事項は台帳に記録し、再発の防止に役立てる。

### 3 その他参考事項

- サービス提供の質を高めるため、介護支援専門員等施設職員に対する定期的な研修及びケース研究会議を行う。
- 当施設以外にも、ご相談や苦情などについての窓口があります。  
滋賀県国民健康保険団体連合会 (Tel 077-510-6605)  
各市町役所介護保険担当 相談窓口 大津市介護保険課 (Tel 077-528-2753)  
草津市介護保険課 (Tel 077-561-2369)  
栗東市長寿福祉課 (Tel 077-551-0281)